

第2期南房総市健康づくり推進計画策定支援業務委託
企画提案実施要領

令和7年7月
南房総市保健福祉部 健康推進課

目 次

目次	1
第1 募集の内容	2
1 業務委託名	2
2 業務内容	2
3 業務委託期間	2
4 委託費の上限額	2
5 委託箇所	2
6 受託候補者選定方法	2
第2 企画提案に係る事項	3
1 企画提案参加の要件	3
2 企画提案の手続き等	4
第3 審査に係る事項	8
1 審査方法、審査項目及び評価基準	8
2 1次審査(資格審査・書類審査)	8
3 2次審査(プレゼンテーション審査)	8
4 受託候補者の選定	9
5 審査結果の通知	9
第4 契約の締結	9
第5 業務の適正な実施に関する事項	10
1 業務の一括再委託の禁止	10
2 個人情報保護	10
3 守秘義務	10
4 法令等遵守	10
第6 業務の継続が困難となった場合の措置について	10
1 受託者の責めにきすべき事由による場合	10
2 その他の事由による場合	10
第7 問い合わせ先及び各種書類の提出先	11

第2期南房総市健康づくり推進計画策定支援業務委託 企画提案実施要領

本業務は、現行の計画期間が令和8年度末であることから、令和9年度から令和18年度までの10年間を計画期間とする第2期南房総市健康づくり推進計画として、健康増進計画、食育推進計画、自殺対策計画及び成育医療等に関する計画を一体的に策定するものである。

なお、計画策定にあたっては、それぞれの理念を併せ持ちながら各計画に共通する「市民の健康づくり」について整理し、妊娠期・乳幼児期から高齢期まで切れ目なく連携していくこと、市民の健康増進並びに精神保健及び食育の推進を一体的に立案し、健康寿命の延伸に向けて市民が目指す行動を具体的に提示することを目的とする。

第1 募集の内容

1 業務委託名

第2期南房総市健康づくり推進計画策定支援業務委託

2 業務内容

別添「第2期南房総市健康づくり推進計画策定支援業務委託仕様書」のとおり

3 業務委託期間

契約締結日の翌日から令和9年3月25日（木）

4 委託費の上限額

金7,887,000円

令和7年度3,014,000円

令和8年度4,873,000円

[取引にかかる消費税及び地方消費税10%の額を含む]

5 委託箇所

南房総市内

6 受託候補者選定方法

企画提案書等による公募型プロポーザル方式

第2 企画提案に係る事項

1 企画提案参加の要件

企画提案に参加できる者は、委託業務を効果的かつ効率的に実施できる法人とし、以下①から⑧までの全ての要件を満たす者とする。

- ①令和7年7月1日において、南房総市における入札参加資格者名簿の「委託」の大分類「調査計画」の中分類「健康・福祉計画」に登録があること。
- ②受注実績の有無：公告の日から起算して過去5年以内に（1件で500万円以上）の同種又は類似業務の受注実績があること（契約書の写しを提出すること）
- ③地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ④役員に、次のア又はイのいずれかに該当する者がいないこと。
 - ア 破産者で復権を得ない者
 - イ 禁固以上の刑に処され、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- ⑤次のアからウまでのいずれかに該当する者でないこと
 - ア 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、南房総市が別に定める手続に基づく入札参加資格の受付がなされている者を除く。）
 - イ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。以下同じ）がなされている者（同法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、南房総市が別に定める手続に基づく入札参加資格の受付がなされている者を除く）
 - ウ 破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産手続開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者（同法附則第3条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。）
- ⑥暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。
- ⑦宗教法人法（昭和26年法律第89号）第2条に規定する宗教団体、政治資金規正法（昭和23年法律第194号）に規定する政治団体等、宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人及び団体でないこと。
- ⑧南房総市工事等請負契約等に係る指名停止等の措置要領（平成18年南房総市告示第101号）の規定による指名停止等の処分を参加申込書の受付期限から受託候補者の決定までの間に受けていない者であること。

2 企画提案の手続き等

(1) スケジュール

項 目	日 程
① 実施要領の公表・配布	令和7年7月15日(火) ～ 令和7年7月28日(月)
② 参加申込書受付	令和7年7月15日(火) ～ 令和7年7月28日(月)
③ 質問受付	令和7年7月15日(火) ～ 令和7年7月22日(火)
④参加資格審査結果通知	令和7年7月29日(火)
⑤ 質疑回答期限	令和7年8月8日(金)
⑥ 企画提案書等受付	令和7年7月29日(火) ～ 令和7年8月19日(火)
⑦ プレゼンテーション	令和7年8月21日(木)

(2) 実施要領等の配布期間

① 配布期間

令和7年7月15日(火)～令和7年7月28日(月)

午前8時45分～午後5時まで

※1 最終日は正午までとする。

※2 期間中の土曜日、日曜日及び祝日は配布しない。

② 配布場所

南房総市保健福祉部健康推進課

(〒294-0813 千葉県南房総市谷向116番地2)

※実施要領等は市のホームページからも入手可。

(3) 参加申込書の受付

① 受付期間

令和7年7月15日(火)～令和7年7月28日(月)午後5時まで
(持参、又は郵送の場合は書留郵便とし、上記期間内に必着とする。)

② 提出書類

ア 参加申込書(様式2)

イ 会社概要(様式3)

ウ 業務経歴書(様式4-1、様式4-2、様式4-3)

エ 業務実施体制(様式5)

オ 配置予定者調書(様式6)

カ 定款の写し

キ 納税証明書の写し(未納額がないことを証明する書類)

ク 登記事項証明書の写し

ケ 財務諸表（貸借対照表及び損益計算書）

参加申込書を提出後に辞退する場合は、プレゼンテーション開催日2日前の午後4時までに辞退届（様式10）を保健福祉部健康推進課まで持参又は郵送にて提出すること。参加者は辞退届の提出をもって参加資格を失う。その場合、提出書類は返却しない。

（4）募集内容等に係る質問書の受付及び回答

① 質問書受付期間

令和7年7月15日（火）～令和7年7月22日（火）午後5時まで

② 質問書提出方法

企画提案に参加するにあたって質問事項がある場合には、質問書（様式1）を保健福祉部健康推進課宛てにメールにて提出し、電話にてその旨を連絡すること。

南房総市保健福祉部健康推進課

（〒294-0813 千葉県南房総市谷向116番地2）

TEL 0470-36-1154

MAIL kenkosuishin@city.minamiboso.lg.jp

③ 回答

回答予定日は8月8日（金）までとし、質問に対する回答は、ホームページに公開する。

（5）企画提案書等書類の受付

① 提出期間

令和7年7月29日（火）～令和7年8月19日（火）正午まで
最終日は、正午までとする。郵送についても正午必着とする。

② 提出方法

南房総市保健福祉部健康推進課宛てに郵送又は持参により提出すること。郵送の場合は書留郵便とし、提出期間内に必着とする。

（〒294-0813 千葉県南房総市谷向116番地2

南房総市保健福祉部健康推進課 宛）

③ 提出書類及び提出部数

ア 企画提案書提出届（様式7） 1部

イ 本業務の企画提案書 8部（正本1部 副本7部）

（A4版任意様式：片面30枚以内、文字サイズは12ポイント以上、以下の内容を記載すること。また、2次審査の審査事項（別紙1 「3ヒアリング・プレゼンテーションの選定評価」）の課題に対する提案の内容を含み記載すること）

（ア）本事業に対する基本的な考え方

（イ）第2期健康づくり推進計画において特に重視すべき視点

（ウ）地域実態の把握・分析及び課題抽出の方法

（エ）地域特性及び健康課題分析での重視すべき具体的視点

（オ）アンケートや関係団体へ聴取内容の設計、課題の分析と手法

- (カ)健康日本21等の国・県の各指針・指標、市総合計画等の関連計画との調整手法、健康寿命の延伸及び健康格差縮小にむけた実現方法
- (キ)令和7年度及び令和8年度の作業項目と業務遂行スケジュール、業務実施体制
- (ク)個人情報保護の対策
- (ケ)当市への提案

ウ 参考見積書 1部

(A4版任意様式:業務内容ごとに内訳金額がわかる形式とし、封入、封印のうえ提出する。)

- ・「第2期南房総市健康づくり推進計画策定支援業務仕様書」に基づき作成すること
- ・企画提案において追加提案した内容があれば、その各経費の内訳、積算根拠を記載すること。

(6) 企画提案参加に際しての注意事項

① 失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当する場合には、失格又は無効となる。

- ア 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合
- イ 提出した書類に虚偽の内容が記載されていた場合
- ウ 参加資格要件を満たしていない場合
- エ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- オ 実施要領に違反すると認められる場合
- カ その他担当者があらかじめ指示した事項に違反したとき
- キ 審査委員会委員への事前説明、その他の接触を行った場合

② 複数提案の禁止

参加申込者は、複数の提案書を提出できない。

③ 提出書類の変更の禁止

提出後の書類変更、差し替え若しくは再提出は認めない。

④ 返却等

提出書類は、理由の如何を問わず返却しない。

⑤ 費用負担

企画提案書の作成、提出等企画提案参加に要する経費等はすべて参加者の負担とする。

⑥ その他

- ア 参加者は企画提案書の提出をもって、実施要領の記載内容に同意したものとする。
- イ プロポーザル実施に関する情報（参加者から提出された資料を含む）は南房総市情報公開条例（平成18年条例第10号）に基づく公文書に該当するものであり、情報公開及び提供については、公開対象文書及び公開基準に基づき取扱うものとする。

ウ 企画提案書の提出後に辞退をする場合は、プレゼンテーション開催日 2 日前の午後 4 時までには辞退届（様式 8）を保健福祉部健康推進課まで持参又は郵送にて提出すること。参加者は辞退届の提出をもって参加資格を失う。その場合、参加申込書等の提出書類は返却しない。

「公開対象文書及び公開基準」 凡例 ○：公開 △：部分公開（注 1） ×：非公開

対象文書の名称 (例示)		受託候補者決定前	受託候補者決定後 (注 2) (注 3)	
			受託候補者に係 るもの	受託候補者以外 に係るもの
提案事業者名		×	○	×
事業提案に関する書類	参加申込書（公募型）	×	△	△
	企画提案書	×	△	×
	受注体制文書、見積書等	×	△	×
法人の資格に関する書類	会社組織図、会社概要	×	○	×
	財務諸表等	×	△	×
仕様書、実施要領		○	○	
事業者を選定するための審査項目、審査の視点、配点及び評価の基準		○	○	
審査結果（注 4）		×	○	
審査結果通知書		×	○	△
審査委員会	委員名簿	×	○（注 5）	
	議事内容の記録	×	△	

(注 1) 「△：部分公開」とは、条例第 6 条第 2 号、第 3 号及び第 4 号の個人に関する情報、公にすることにより個人の権利利益を害すると認められるもの、当該法人等又は当該個人の権利・競争上の地位その他正当な利益を害すると認められたもの、公にすることにより犯罪の発生を招くおそれのある情報を除く公開をいう。

(注 2) 受託候補者の決定後であっても契約締結前は条例第 6 条第 5 号に該当し、選定に関する情報であり選定の適正な遂行に支障を及ぼすと認められたものは、非公開とする。

(注 3) 辞退者に係る情報はこの基準の対象とせず、条例に基づき、開示の可否について判断する。

(注 4) 審査結果は受託候補者決定後各審査委員の判定状況及び非受託候補者が特定できない形での公表とする。また、提案事業者に対しては自己の評価結果を審査項目に応じて各審査委員の判定状況が特定できない形で情報提供することができる。

(注 5) 審査委員会委員名簿は公開とするが、学識経験者等については非公開とすることができる。

第3 審査に係る事項

1 審査方法、審査項目及び評価基準

審査は、1次審査（資格審査・書類審査）と2次審査（プレゼンテーション審査）の2段階とし、審査項目毎の評価点数の合計点数にて競う方式により行う。

審査項目及び評価基準は次のとおりである。

項目	全体に占める割合		評価基準
	1次審査	2次審査	
1 事業者規模・業務実績・業務体制等	60 / 100	30 / 100 ※一次審査の得点を反映	別紙1
2 実施方針・提案内容等	40 / 100	20 / 100 ※一次審査の得点を反映	
3 ヒアリング・プレゼンテーション	-	50 / 100	
4 見積額	-	加点措置※	

※最も安価な見積額を提案した業者に対して合計点に10点を加点する。

2 1次審査（資格審査・書類審査）

応募のあった提出書類をもとに参加要件を満たしているか、提出書類が整っているか、参考見積書の提示金額が第1の4で示す委託費の上限を超えていないか、審査項目1業務経歴・業務実施体制について、事務局において審査を実施し、1次審査評価点の上位から概ね5者を選定する。2次審査の参加有無は令和7年7月29日（火）付で書面にて通知する。

3 2次審査（プレゼンテーション審査）

1次審査で選定されたすべての提案参加者についてプレゼンテーションにて事業説明を行い、その内容を審査する。

- ① 開催日時
令和7年8月21日（木） ※開始時間等については後日通知する。
- ② 開催場所
南房総市役所本庁 本館2階 第1会議室
- ③ プレゼンテーションの所要時間
30分間以内（プレゼンテーション後、15分間の質疑応答あり）
- ④ 発表者
本業務に携わる担当者
- ⑤ 注意事項
ア 各参加申込者のプレゼンテーション開始時間は後日通知する。
イ 企画提案参加者は他の事業者のプレゼンテーションを傍聴することはできない。

- ウ 指定の時間に遅れた場合、又は欠席した場合は審査対象としない。
- エ 発表時にパワーポイントの使用を認めるが、その旨を前日の正午までに市へ連絡すること。なおHDMI接続に対応するパソコンは事業者が持参すること。モニターは市で手配する。

⑥ 審査の方法

審査は、市が別に定める委員により組織された「第2期南房総市健康づくり推進計画策定支援業務に関するプロポーザル審査委員会」（以下、「審査委員会」という）が行う。審査委員会において、別紙1に基づき審査委員会が評価点数を算出する。プレゼンテーション内容の審査を行い、競争性・透明性の確保に十分に配慮しながら、企画提案の内容、事業の実施能力等を評価、採点し審議のうえ選定する。

4 受託候補者の選定

受託候補者の決定は、合計平均点数での判定及び順位付け判定による。この場合の合計平均点数とは、第3-1審査方法、審査項目及び評価基準の1～3の項目の合計点（100点満点）で算出する。

- ① 審査委員会は、審査による合計平均点数が60点以上の者の中から、受託候補者を選定する。
- ② 提案者が1者であったときは、合計平均点数が60点以上であれば受託候補者として選定する。
- ③ 受託候補者となる者が複数あったときは、合計平均点数による判定及び順位付け判定により受託候補者を選定する。それぞれの判定方法により1位の順位に変動がないか確認し、変動があった場合には、順位付け判定により1位となった者を受託候補者として選定する。
- ④ 最も高い提案が2者以上ある場合は、順位付け判定において1位の獲得数が多い順に受託候補者と次点候補者を選定する。1位の獲得数が同数の場合は、順に2位、3位と獲得数の多い者から上位とする。

※受託候補者と契約締結ができないと判断した場合は、合計平均点数による判定及び順位付け判定による次点者と契約締結に向けた交渉を行う。

5 審査結果の通知

審査結果は、審査を受けた者全員に対して速やかに書面にて通知する。審査結果に対する異議申立ては、一切受け付けないものとする。ただし、受託候補者として決定されなかった参加者はその理由について説明を求めることができる。なお、通知日の翌日から起算して7日以内に、保健福祉部健康推進課へ書面にて通知すること。

第4 契約の締結

選定した受託候補者と市が協議し、委託業務に係る仕様を確定させたいえで、契約を締結する。

仕様書の内容は、提案された内容が基本となるが、受託候補者と市との協議により最終的に決定する。

第5 業務の適正な実施に関する事項

1 業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。

ただし、業務を効率的に行ううえで必要と思われる業務については、発注者の承諾を得た場合に限り業務の一部を再委託することができる。なお、承諾を受ける場合は、発注者に対し再委託承認願いを提出すること。

2 個人情報保護

受託者が本業務委託を行うにあたって個人情報を取り扱う場合には、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、その取り扱いに十分留意し、漏えい、滅失及び棄損の防止その他個人情報の保護に努めること。

3 守秘義務

受託者は、本業務委託を行うにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らす、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

4 法令等遵守

受託者は、本業務の実施に当たり、関連する法令等を遵守しなければならない。

第6 業務の継続が困難となった場合の措置について

市と受託者の契約期間中において、受託者による業務の継続が困難となった場合の措置は次のとおりとする。

1 受託者の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合

受託者の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合は、市は契約を解除できるものとする。この場合、市に生じた損害は、受託者が賠償するものとする。

なお、次期受託者が円滑かつ支障なく当事業の業務を遂行できるよう、引継ぎを行うものとする。

2 その他の事由により業務の継続が困難となった場合

災害その他不可抗力等、市及び受託者双方の責めに帰すことができない事由により業務の継続が困難となった場合、業務継続の可否について協議するものとする。一定期間内に協議が整わない場合、それぞれ事前に書面で通知することにより契約を解除できるものとする。

なお、委託期間終了若しくは契約解除などにより次期受託者に業務を引き継ぐ際は、円滑な引継ぎに協力するとともに、受託者は必要なデータを遅滞なく市に提供することとする。

第7 問い合わせ先及び各種書類の提出先

〒294-0813

千葉県南房総市谷向116番地2

南房総市保健福祉部健康推進課

TEL 0470-36-1154

FAX 0470-29-7271

MAIL kenkosuishin@city.minamiboso.lg.jp

担当者 健康推進係（吉田 川名 小谷）

様式 1

年 月 日

南房総市長 石井 裕 宛

商号又は名称
代表者職・氏名

質問書

「第2期南房総市健康づくり推進計画策定支援業務」に関し、以下について質問がありますので、提出します。

質問事項	
項目 (書類名称、ページ、項目 など)	内容

(連絡先)

部 署 名
氏 名
電 話 番 号
F A X 番 号
メールアドレス

様式2

年 月 日

南房総市長 石井 裕 宛

所在地
商号又は名称
代表者職・氏名 印

参加申込書

「第2期南房総市健康づくり推進計画策定支援業務」について、下記のとおり参加を申し込みます。

なお、参加資格の要件を満たしていること及び添付の必要書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

記

- | | |
|-----------|--|
| 1 業 務 名 | 第2期南房総市健康づくり推進計画策定支援業務 |
| 2 入札参加資格 | 南房総市入札参加業者資格者名簿
委託-業種（健康・福祉計画）の登録（有・無） |
| 3 添 付 資 料 | (1) 会社概要（様式3）
(2) 業務経歴書（様式4-1、様式4-2、様式4-3）
(3) 業務実施体制（様式5）
(4) 配置予定者調書（様式6）
(5) 定款の写し
(6) 納税証明書の写し（未納額がないことを証明する書類）
(7) 登記事項証明書の写し
(8) 財務諸表（貸借対照表及び損益計算書） |

(連絡先)

部 署 名
氏 名
電 話 番 号
F A X 番 号
メー ル ア ド レ ス

様式 3

会社概要

1 参加者名称 (商号又は名称(本社))	
住所	〒
電話番号 FAX	
ホームページアドレス	
2 受任事務所名称	
住所	〒
電話番号・FAX	
代表者氏名	
社員数	
3 作成者名	
電話番号・FAX	
メールアドレス	
4 直近決算の経営状況	
製造(販売)実績高	千円
自己資本額	千円
有形固定資産の額	千円
流動比率 (流動試算÷流動負債×100)	%
5 総職員数(常勤職員数)	人
(1) うち事務職員数	人
(2) うち技術職員数	人
(3) うち他職員数	人
(4) 障害者法定雇用状況	法定雇用率達成 ・ 法定雇用率未達性
6 経営年数	設立年月 営業年数 年
7 ISO取得状況 (取得済に○印)	(1) ISO 9001 (品質マネジメント)
	(2) ISO14001 (環境マネジメント)
	(3) ISO27001 (情報セキュリティマネジメント)
	(4) ISO22000 (食品安全マネジメント)
8 その他(取得済に○印)	(1) エコアクション21

※5の(1)から(3)までの合計は総職員数と同じであること。

様式 4 - 1

業務経歴書

商号又は名称
代表者職・氏名

業務名	発注者	履行期間	業務内容	契約金額 (税抜き)

- 1 同種業務及び類似業務の契約実績を以下の条件に基づき記入すること。
令和 2 年 4 月 1 日から令和 7 年 6 月 3 0 日までに元請として契約した業務
- 2 業務実績が複数の場合は、市町村等の同種業務及び地域性を優先し、記入すること（最大 5 件まで）。
- 3 上記に記載した内容が確認できる書類（契約書の写し等）を添付すること。

様式4-2

業務経歴書（同種事業の実績内容）

商号又は名称
代表者職・氏名

同種事業の事業名：
1 事業概要
2 実績

- 1 主な同種事業について記載する。
- 2 実績の実施上のコンセプト等は特に重視又は配慮した事項や成功事例等を記載する。

様式4-3

業務経歴書（類似事業の実績内容）

商号又は名称
代表者職・氏名

類似事業の事業名：
1 事業概要
2 実績

- 1 主な類似事業について記載する。
- 2 実績の実施上のコンセプト等は特に重視又は配慮した事項や成功事例等を記載する。

様式 5

業務実施体制

商号又は名称
代表者職・氏名

分担 (管理責任者・担当)	経験年数・資格	実務実績		従事中の 主な事業名
		名称等	規模等	
分担 管理責任者 氏名 年齢 歳	経験年数 年 資格	名称 年 月完了		
分担 担当 氏名 年齢 歳	経験年数 年 資格	名称 年 月完了		
分担 担当 氏名 年齢 歳	経験年数 年 資格	名称 年 月完了		
分担 担当 氏名 年齢 歳	経験年数 年 資格	名称 年 月完了		
分担 担当 氏名 年齢 歳	経験年数 年 資格	名称 年 月完了		
分担 担当 氏名 年齢 歳	経験年数 年 資格	名称 年 月完了		
分担 担当 氏名 年齢 歳	経験年数 年 資格	名称 年 月完了		
分担 担当 氏名 年齢 歳	経験年数 年 資格	名称 年 月完了		
分担 担当 氏名 年齢 歳	経験年数 年 資格	名称 年 月完了		
分担 担当 氏名 年齢 歳	経験年数 年 資格	名称 年 月完了		
分担 担当 氏名 年齢 歳	経験年数 年 資格	名称 年 月完了		

- 1 分担には、管理責任者、担当等の職責の別を記載する。
- 2 経験年数は、前歴も含めた通算年数とする。
- 3 実務実績は、主な実務の契約名称及び件数等を記載する。
- 4 配置を予定している者全員について記載すること。

様式 6

配置予定者調書

商号又は名称
代表者職・氏名

【管理責任者】

所属部署名	役職名	氏名	(年齢 歳)		
実務経験 年					
資格					
	発注者	業務名	履行期間	契約金額 (税抜)	立場 (役職) 等
1					
2					
3					

【担当者】

所属部署名	役職名	氏名	(年齢 歳)		
実務経験 年					
資格					
	発注者	業務名	履行期間	契約金額 (税抜)	立場 (役職) 等
1					
2					
3					

【担当者】

所属部署名	役職名	氏名	(年齢 歳)		
実務経験 年					
資格					
	発注者	業務名	履行期間	契約金額 (税抜)	立場 (役職) 等
1					
2					
3					

- 1 実務経験年数は、当業務委託に関係ある分野における経験年数を記入すること。
- 2 立場 (役職) 等の欄に関しては、①管理責任者又はこれに準ずる立場 ②主たる担当者 ③補助的な立場より選択し、記入すること。
- 3 配置を予定している担当者が複数の場合は、同種業務、類似業務の順で実績のある者で、手持ち業務件数が5件未満の者を優先して2名まで記入すること。
- 4 実績は、令和2年4月1日から令和7年3月31日までに担当した業務とし、同種業務、類似業務の順で優先し記入すること。

様式 7

年 月 日

南房総市長 石井 裕 宛

所在地
商号又は名称
代表者職・氏名 印

企画提案書提出届

「第2期南房総市健康づくり推進計画策定支援業務」について、同業務委託企画提案実施要領等の内容を承諾した上で、関係書類を提出します。

なお、提出書類の記載事項は事実と相違ないことを誓約します。

(連絡先)

部 署 名
氏 名
電 話 番 号
F A X 番 号
メールアドレス

様式 8

年 月 日

南房総市長 石井 裕 宛

所在地
商号又は名称
代表者職・氏名 印

辞退届

参加申込書（又は企画提案書、参加承諾届）を提出しましたが、都合により参加を辞退します。

1 業務名

2 辞退理由

- (1) 諸般の事情により、指定された期限に間に合わないため。
- (2) 手持ちの業務・受注案件等が多く、さらに業務・案件等を受注することが困難であるため。
- (3) この業務・案件等を受注した場合、人員の確保が困難であるため。
- (4) 会社（個人事業者の場合には個人）の都合による。
- (5) その他（ ）

(注意事項)

- 1 辞退理由のうち、該当するものにマルをつけてください。
- 2 辞退理由（5）の場合には、簡潔に理由を記入してください。
- 3 辞退事由により、今後、不利益な取扱いを受けることはありません。

別紙1

審査項目及び評価事項

	審査項目	審査事項	配点		
			1次	2次	
1	事業者業務経歴・業務実施体制に対する評価	経営規模	10点	30点 ※一次審査の得点を反映	
		業務遂行力	10点		
		業務執行技術力	10点		
		業務実施体制、担当者審査	30点		
小計			60点		
2	実施方針・提案内容に対する評価	提案内容の的確性	20点	20点 ※一次審査の得点を反映	
		資料調達力	10点		
		業務の理解度	10点		
小計			40点		
3	ヒアリング・プレゼンテーションの選定評価	1 課題に対する提案	課題①本市の地域特性や課題を踏まえどのように計画策定支援を行うか。	-	5点
			課題②計画の実現手法と進捗管理の手法に関する提案について。	-	5点
			課題③少子高齢化の本市の課題や、国・県の動向を踏まえた的確な分析と将来推計の手法について。	-	5点
			課題④実態を把握するためのアンケート調査の調査項目や調査方法の提案について。	-	5点
			課題⑤健康寿命の延伸と健康格差縮小の取組の提案について。	-	5点
			課題⑥地産地消、食習慣、食を通じた健康づくりについて、どのような調査を行い、課題や地域の実情を把握するか。また、今後の取組手法の提案について。	-	5点
			課題⑦自殺対策の潜在的な対象である「ひきこもり」の健康課題や福祉支援のニーズをどのように把握するか。	-	5点
		2 独自提案	-	5点	
		3 説得力	-	5点	
		4 取組姿勢	-	5点	
合計				100点	

※見積書に対する評価基準

見積額	加点措置	配点
	最も安価な見積額を提案した業者に対して、合計点に10点を加算する	10点